

第33回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和4年2月25日(金)

開催場所 しみん農園久喜緑風館

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時46分

第33回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 経過報告

第5 会長提出議案上程

議案第141号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第142号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第143号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第144号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

第6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第7 報告第173号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第174号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第175号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第176号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第177号 農業用施設用地に供する届出について

第8 協議事項

第9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 19名

会 長	岩 崎 長 一 君	会長代理	木 村 信 一 君
1 番	矢 野 学 君	2 番	杉 田 孝 行 君
3 番	吉 岡 憲 一 君	4 番	稲 生 裕 君
5 番	籠 宮 博 君	6 番	原 田 典 男 君
7 番	蔵 口 哲 夫 君	8 番	川 鍋 優 君
9 番	井 野 重 明 君	10 番	早 野 公 夫 君
11 番	長 谷 川 勲 君	12 番	岡 田 武 君
13 番	木 村 実 君	14 番	塚 越 賢 二 君
15 番	横 田 義 明 君	16 番	鈴 木 好 雄 君
17 番	渡 辺 敏 男 君		

欠席委員 な し

推進委員

菖蒲 1	青 木 隆 夫 君	栗橋 2	平 井 秀 昌 君
栗橋 6	遠 藤 正 幸 君	鷺宮 4	鈴 木 秀 政 君

事務局

事務局長	榎 本 浩 二	副主幹 兼係長	村 田 直 洋
主 任	黒 須 一 宏	主 事	横 山 玲 央

農業振興課

課長補佐 兼係長	松 本 玲	主 事	菱 沼 宏 二 郎
主 事	茂 手 木 周		

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（榎本浩二君） それでは、第33回農業委員会総会を始めます。

ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、全農業委員さん出席ということをご報告させていただきます。

それでは、初めに岩崎会長からご挨拶をお願いします。

○会長（岩崎長一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（岩崎長一君） それでは、日程第3に入らせていただきます。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。10番、早野委員さん、11番、長谷川委員さん、よろしくお願いたします。

◎経過報告

○会長（岩崎長一君） 続きまして、日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いたします。

○事務局長（榎本浩二君） それでは、前回1月25日の農業委員会から本委員会開催までの経過について、2件ご報告をさせていただきます。

議案書3ページを御覧いただきたいと思ひます。初めに、去る2月8日、関東農政局主催による令和3年度農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方との協議の場が開催されまして、横山主事を出席させていただきました。当日は、農地転用許可制度と農業振興地域制度に関して、国、県、市町村及び農業委員会の担当者による意見交換が行われました。

次に、2月10日、埼玉県農業会議主催による令和3年度市町村農業委員会会長・事務局長会議が、JA共済埼玉ビルにおいて開催され、私が出席をさせていただきました。内容につきましては、資料でございます（1）の農業会議の運営から（7）の「さらなる取り組み」に関する申合せ事項まで、この7項目について県の農業会議、全国農業会議所や県農業政策課などの職員から説明を受けました。

委員さんに身近なところでは、農業委員会と委員等の法令遵守や綱紀の保持に関する事、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止に関する事についての注意喚起がありました。また、女性農業委員の登用に関する事、農地の集積、遊休農地の解消など、農地利用の最適化へのさらなる取組に関しまして、できる限り努める方針との依頼もございました。

報告は以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 進みます。

続きまして、農業委員さんのほうから皆様に周知しておくべき事項等ございましたらご報告願います。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、進みます。

◎議案141号

○会長（岩崎長一君） 日程第5、議案第141号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第141号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページ御覧ください。申請書番号212308番、譲受人は菖蒲町上栢間在住の方、譲渡人は菖蒲町下栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上栢間地内の畑1筆、284平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を370アール、野菜を143アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号212309番、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町新堀在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町新堀地内の畑3筆、合計937平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を85アール、野菜を35アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、議案書の6ページになります。申請書番号213301番、譲受人、譲渡人ともに小右衛門在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の田1筆、699平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を332アール、野菜を19アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件も全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、水稻の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号214307番及び議案書7ページの214308番については、譲受人が同じため一括してご説明させていただきます。譲受人は上川崎在住の方、譲渡人は八甫3丁目及び東京都品川区在住の方となっております。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。土地の表示につきましては、八甫3丁目地内の畑1筆、田12筆、合計2万667平米でございます。譲受人は、現在水稻を173アール、野菜を165アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、水稻及び野菜の作付を予定しているということでございます。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

長谷川委員。

○11番（長谷川 勲君） 11番、長谷川です。2月19日に17番、渡辺委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号212308番、森下浄水場から南へ500メートルほどの集落内に位置しております。農地の状況は畑で、耕うん済みでした。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われま

続いて、申請書番号212309番、これは菖蒲総合支所から北西へ1,800メートルほどに位置しております。農地の状況は畑で、耕うん済みでした。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われま

す。

以上です。

○会長（岩崎長一君） 籠宮委員。

○5番（籠宮 博君） それでは、報告いたします。2月23日、鷺宮、吉岡委員さんと確認いたしました。議案141号、申請番号213301番について、この地番は、栗橋ボートピアより南へ約800メートルぐらいの位置にあり、北側、市道、東側、田、西は住宅、南は田となっており、現地は耕うん済みで管理されています。譲受人は、地元で農地の借受けなどに協力し、農機具も一式あり、米作と野菜農家であります。この問題については許可妥当と思います。

以上です。

○会長（岩崎長一君） 吉岡委員。

○3番（吉岡憲一君） 3番、吉岡です。同じく申請書番号214307、申請地は、久喜宮代衛生組合、八甫清掃センターから西に200メートルに位置しておりまして、北側及び東側は市道、西側及び南側は耕作地であります。農地の状況は適正に管理された陸田となっております、申請者の耕作状況から取得後も適正に耕作するものと思われま

す。

続きまして、申請書番号214308、申請地は、先ほどの214307号の申請地から東側の市道を挟んだ場所で、譲受人も同一人でありまして、取得後も適正に耕作するものと思われま

す。

○会長（岩崎長一君） ただいま5件の調査報告がございました。

質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第142号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第142号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第142号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の9ページになります。申請書番号211405、申請人は原在住の方となっております。土地の表示につきましては、原地内の畑1筆、59平米でございます。申請の内容につきましては宅地への転用で、追認案件でございます。自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から納屋や生け垣などの居宅の敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至っ

たものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

原田委員。

○6番（原田典男君） 6番、原田です。先般、2月19日に杉田委員とともに現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号211405番、申請地は、江面第二小学校から南東に500メートルほどの集落内に位置しています。周囲は、北側が畑、東側が宅地、南側が田、市道、西側が宅地となっております。なお、この案件については追認案件であり、新たな工事等行わないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われまますので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの報告について質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第4条第4項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第143号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第143号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第143号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書11ページからになります。申請書番号211548番、譲受人は、伊坂に事務所を置き、平成26年から建設資材の運搬、保管、製造及び販売などの運搬等行っている法人となります。譲渡人は、江面在住の方となります。土地の表示につきましては、江面地内の田4筆、合計2,987平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間が3か月となっております。農地の区分は、農用地区域でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき、不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地の所有者である譲渡人については、申請地を水田として利用していましたが、水の管理が難しい土地で、トラクターが土に潜ってしまい耕作することが困難なため、農地改良により畑として管理していくための農地改良となっております。今後は現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、掘削の深さは60センチ、現況面から60センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、桶川の調整池造成組合築造工事現場で発生した一般建築残土であり、農地改良後は麦の作付を予定しているということでござい

す。

続きまして、申請書番号211549、譲受人はさいたま市見沼区在住の方ほか1名、譲渡人は久喜北1丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の田4筆、合計376平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて妻と子とともに生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人及び譲受人の妻の勤務地に近い当該申請地に自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及びアルヒ株式会社からの融資にて賄う計画となっており、その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の12ページになります。申請書番号213512番、譲受人は、幸手市に本社を置き、平成24年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人につきましては、小右衛門在住の方となっております。土地の表示につきましては、北広島地内の田5筆、畑1筆、合計575平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅からも近く住環境が整っている当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に6棟の建売住宅を建築、販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号213513番、譲受人、譲渡人ともに島川在住の方となっております。土地の表示につきましては、島川地内の田1筆、499平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール以上の第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されたものとして、不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在実家にて生活しておりますが、近い将来、結婚の予定がありまして、手狭で同居等が難しく、また実家の後を継ぎ農業に従事したいと考えているために、譲受人の実家にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額、川口信用金庫からの融資にて賄う計画となっており、その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号214534番、譲受人は、鷲宮に事務所を置き、昭和48年から医療器材の販売等を行う法人となっております。譲渡人は、同じく鷲宮在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷲宮地内の畑1筆、236平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場を目的とした敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、平成30年頃から介護事業を行うようになり、介護車両、従業員駐車場等を現在のスペースで行ってまいりましたが、介護需要が増加する中で介護用の車両及び従業員用の駐車場が不足してきたため、新たな駐車場を探していたところ、既存地から近い当該申請地の地権者から同意が得られたことから、当該申請地に新たな駐車場を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書13ページになります。申請書番号214535、譲受人は、鴻巣市に本社を置き、平成24年から不動

産売買等を行っている法人となります。譲渡人につきましては、鷺宮在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮地内の畑1筆、301平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。公共施設や駅から近く、利便性のよい当該申請地を選定したとこととでございます。今回は当該申請地に1棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております。残高証明書も添付されております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号214537番、譲受人は所沢市在住の方、譲渡人は東大輪在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑3筆、合計405平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて妻と子とともに生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人の勤務地へ通うにも便利な駅にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額、アルヒ株式会社からの融資にて賄う計画となっております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号214538番、譲受人は大阪市中央区に本店を置き、東京都江東区に事務所を構え、昭和22年から土木建築業等を行っている法人となります。譲渡人は、八甫在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の田1筆、1,819平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります仮設工事事務所、発生土置場のための一時転用で、転用期間は1年4か月となっております。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール以上の第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要になると認められることから、不許可の例外に該当するものでございます。譲受人である法人については、申請地から近い、令和3年8月に農地法第5条の許可を受けた貸倉庫の建築を請け負っていますが、工事中の仮設工事事務所や発生土を置くスペースが足りず置場を探していたところ、譲渡人から承諾が得られたため、当該申請地を仮設工事事務所や発生土置場として一時的に利用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっております。残高証明書も添付されております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま8件の説明がございました。

ただいまの説明に関連して、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明を順次お願いいたします。

原田委員。

○6番（原田典男君） 6番、原田です。2月19日、杉田委員とともに現地調査を行いましたので、報告します。

申請書番号211548番、申請地は、東北自動車道久喜インターチェンジより南へ200メートルほどに位置しております。周囲は、北側が宅地、東側は市道、南側が市道と田、西側は市道となっております。農地改良後の仕上がり面及び被害防除のための法面、素掘り側溝については、県の要領に規定された範囲内になっており、周囲の農地に被害を及ぼす影響はないと思われます。

続きまして、申請書番号211549番、申請地は、久喜ライオンズマンションからJR宇都宮線を挟み、西へ500メー

トルほどの位置に位置しております。周囲は、北側は市道、東側は市道、南側は田、西側は宅地となっております。排水については、合併浄化槽を設置し、申請地北側の道路側溝に接続する計画となっております、入り口境界にはコンクリートブロックを4段積みとなっております、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上2案件について、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） 籠宮委員。

○5番（籠宮 博君） 申請番号、213512番、前と同じで2月23日に確認いたしました。この土地ですけれども、図面上で2か所印がついています。まず、大きいほうから申し上げます。地番は、南小学校より西へ約500メートルの位置にあり、草刈り済み、北側は市道、南側、市道、東側、住宅、西側、住宅、この辺はただいま住宅の開発が行われており、ほかの工事との関連もあり、被害が出るようなことは一切ないと思います。それから、もう一つ、小さいほうでございますが、この地番は、北側が水路及び市道、南側が住宅、東側が市道、西側は住宅。現状は前に述べたのと同じように周りの開発が進んでいる地域であり、周りに迷惑をかける心配はないと思われま

す。申請番号213513番、この地番は、地下下水道栗橋中継ポンプ場より東側へ500メートルくらいの位置で、北側を市道、南側は水路、西側は畑、東側が畑であり、この土地は農業振興地域であります。除外地であり、排水等も問題ないため人に迷惑なくできますので、許可妥当と思われま

す。以上です。

○会長（岩崎長一君） 吉岡委員。

○3番（吉岡憲一君） 3番、吉岡です。続いて、報告いたします。

申請書番号214534、申請地は、鷲宮中学校の東側に隣接し、東側は天王新堀、北側は畑、南側は既存の会社となっております。内容は駐車場であり、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号214535、申請地は、先ほどの214534号の北側に隣接しておりまして、現況は畑で休耕中でありま

す。続きまして、申請書番号214537、申請地は、鷲宮総合支所から東に約300メートルに位置して、周辺には農地はなく、新興住宅地に囲まれております。排水は、公共下水道に接続予定でありまして、農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、214538、申請地は、JR東鷲宮駅から北に約1.6キロに位置して、北側及び西側は市道、東側及び南側は農地として耕作をされております。周辺農地は、既存の畝を利用いたしまして防除することで農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上4件については、いずれも申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま8件の調査報告がございました。

質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第144号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第144号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案144号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の15ページから18ページまでになります。今月は23件の申出を受けておりました、うち新規案件が18件となっております。

それでは、新規案件についてご説明をさせていただきます。初めに、議案書の15ページ、16ページ、申請書番号、菖蒲71番、72番、借手の方が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、菖蒲町菖蒲地内の畑10筆、田4筆、合計3,416平米でございます。借手、貸手ともに加須市在住の方となっております。設定する利用権は、ともに使用貸借権の設定で、普通畑10年間及び水稲作付10年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲73番から76番までにつきましても、借手の方が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、菖蒲町柴山枝郷地内の田8筆、合計1万754平米でございます。借手、貸手ともに菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。設定する利用権は、ともに使用貸借権の設定で、水稲作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲77番、利用権を設定する農地は、菖蒲町菖蒲地内の田2筆、合計559平米でございます。借手は菖蒲町菖蒲在住の方、貸手は京都市右京区在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定で、水稲作付1年間、賃借料は反当たり6,000円となっております。

続きまして、申請書番号、栗橋7番、議案書17ページの栗橋12番までにつきましても、借手の方が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、小右衛門、中里、栗橋3丁目地内の田10筆、畑5筆、合計1万9,411平米でございます。借手は桜田4丁目在住の方、貸手は幸手市、中里、栗橋中央2丁目、小右衛門在住の方となっております。設定する利用権は、栗橋の7番、9番、10番については、使用貸借権の設定で、水稲作付3年間、栗橋の8番については、賃貸借権の設定で水稲作付3年間、賃借料は玄米30キロ、栗橋11番については、賃貸借権の設定で、普通畑、賃借料は反当たり5,000円、栗橋の12番につきましても、水稲作付3年間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

続きまして、申請書番号、栗橋13番、利用権を設定する農地は、新井及び佐間地内の畑4筆、田1筆、合計2,550平米でございます。借手、貸手ともに新井在住の方となっております。設定する利用権は、ともに使用貸借権の設定で、普通畑1年間及び賃貸借権の設定で、水稲作付1年間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

続きまして、申請書番号、鷲宮の13番から、ページわたりまして議案書の18ページ、16番までにつきましても、借手の方が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、鷲宮、島川、東大輪地内の田10筆、合計1万364平米でございます。借手は八甫2丁目在住の方で、貸手が鷲宮、島川、千葉県柏市、東大輪在住の方となっております。設定する利用権は賃貸借権の設定で、水稲作付5年間、賃借料は反当たり玄米30キログラムとなっております。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は、新規、再設定合わせて65筆、5万3,434平

米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。

最初に、菖蒲71番及び72番につきましては、借手が市外在住のため、事務局から経営状況の報告をお願いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号菖蒲71番及び72番、借手の方については、加須市在住の方のため、加須市農業委員会へ経営状況等確認したところ、現在水稲及び野菜を合計127アール耕作しており、全て良好に耕作管理され、積極的に営農活動されているとの報告を受けております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、菖蒲73番から76番の借手につきまして、有山推進委員さん欠席のため、事務局から経営状況の報告をお願いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、菖蒲73番から76番まで、借手の方については、現在水稲及び野菜を73アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、借手の方は、地域との関係も良好であり、中心となる担い手として営農されているとの報告を有山推進委員より受けております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、菖蒲77番の借手につきまして、青木推進委員さんから報告をお願いいたします。

○菖蒲1（青木隆夫君） 菖蒲77番でございます。今回利用権を設定する方は、菖蒲町菖蒲にお住まいの方でございます。現在米を1町歩ほどと、イチゴのハウス栽培をされています。12年前に新規就農いたしまして、2年前に親から経営移譲され、地域との関係もよく、地域の担い手として営農活動しております。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、栗橋7番から12番までの借手につきまして、平井推進委員さんから経営状況の報告をお願いします。

○栗橋2（平井秀昌君） 栗橋2区の平井です。今回の利用権を設定する、この借手の方につきましては、現在世帯全体として水稲788アール、野菜を84アール耕作しており、全て良好に耕作されています。また、借手の方につきましては、住まいは議案書に桜田4丁目と記載されていますが、実家は栗橋の小右衛門で、現在水稲を中心に事業農家3年目、経営規模を確実に拡大して営農活動しております。今回遊休農地を含む水稲の経営拡大、地域との関係もよく、担い手として今後も幅広い営農活動をしていくと思います。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、栗橋13番の借手につきまして、遠藤推進委員さんから経営状況の報告をお願いいたします。

○栗橋6（遠藤正幸君） 今回利用権を設定する農地の借手の方は、栗橋町新井にお住まいの方、現在は、借手の方の経営状況なのですが、水稲を2,500平米、それから野菜の畑が5反ぐらいたったね、全て良好に管理されており、地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動されております。よろしく申し上げます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、鷲宮13番から16番までの借手につきまして、鈴木推進委員さんから経営状況の報告をお願いいたします。

○鷺宮 4（鈴木秀政君） 借手の方なのですけれども、兄弟で力を合わせて、現在稲作を約200アールぐらい全て良好に管理されています。また、設備面も小型化しており、経営状況等特に問題はないと思います。また、地域との関係もよく、地域の中心として担い手として活動されております。よろしくお祈いします。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

全体を通じましての質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎報告事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、報告になります。議案書の20ページ御覧ください。農地法第4条の届出になります。今月は1件の農地法第4条の届出を受理しており、市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書22ページから26ページまでになります。農地法第5条の届出でございます。今月は13件の第5条の届出を受理しております。いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書28ページ、29ページになります。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は2件の届出を受理しており、いずれも相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の31ページになります。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は2件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、議案書33ページになります。農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しており、農業用倉庫建築に伴う届出となっております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ご苦労さまでした。

ただいま報告の説明が終わりました。

何か質問がありましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎協議事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は2件ありまして、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会と農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見照会がありました。

それでは、まず第1点、農業経営改善計画の認定に関する意見照会について、事務局から照会事項等について、

その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、本日お配りさせていただいておりますA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見について（照会）と書かれておりますものを御覧ください。こちらについては、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者を認定するに当たりまして、農業経営者から市に対しまして改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございます。資料の1枚目の裏面にございますとおり、今月は1番、菖蒲町菖蒲在住の方、2番、外野在住の方の2件の改善計画が提出されております。菖蒲町菖蒲在住の方2名、外野在住の方2名、ともに親子という関係でございます。

まず初めに、一番上の方、菖蒲町菖蒲在住の方でございます。現在の作付面積は137アールでございまして、目標とする営農類型が水稻と梨による複合経営でございます。今後は賃貸借等により作付面積を240アールまで拡大し、農業生産工程管理を導入し、持続性の高い農業生産報酬、省エネ技術を利用した生産管理を推進し、また自らの従事時間を減らし、子どもの自由時間を増やすなどしながら経営をしていくとのこととございます。年齢が85歳と60歳でございます。申請者は、生産性の向上に意欲的に取り組む姿勢が見られ、地域の中心となる担い手として期待でき、また無理のない範囲で営農を拡大し、農産物の出荷拡大に取り組む姿勢がうかがえることから、認定して支障のないものと考えております。

続きまして、2番目の方、外野在住の方でございます。資料の4ページから6ページになりまして、現在の作付面積が356アールでございます。目標とする営農類型は、水稻による主穀単一経営でございます。今後は農地中間管理事業などを活用しながら、作付面積を2,500アールまで拡大し、農地の集積を図り、またインターネット販売など、新たな販路の拡大を進めながら経営していくとのこととございます。年齢が78歳と52歳でございます。申請者は、生産性の向上に意欲的に取り組む姿勢が見られ、地域の中心となる担い手として期待でき、また無理のない範囲で営農を拡大し、農産物の出荷拡大に取り組む姿勢がうかがえることから、認定して支障のないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま2件の説明がございました。

何か質問がございましたらお受けします。

どうぞ、木村委員。

○13番（木村 実君） 13番、木村です。1点目の案件ですが、現状がゼロなのですよ、年間としては。現状は、梨、幸水と彩のかがやきをそれぞれ4,500キログラムと5,000キログラム取っているんで、これゼロというのはまずいのではないかと思うのですが。

○農業振興課主事（茂手木 周君） 農業振興課の茂手木です。申請書の2ページ目をちょっと見てもらいたいのですけれども、2ページ目の一番右下の⑥というところに、現在主たる従事者が病気のため、農協に農作業のほう依頼しているということです。あと、農業用機械の購入のためにちょっと減価償却費がかかってしまっているため、所得がゼロになっています。なのですけれども、今後5年間で後継者の方が、今年の4月から農業専業となるため、その手間代というのがなくなるため、金額が560万円、近づいていく計画になっています。

○会長（岩崎長一君） 杉田委員。

○2番（杉田孝行君） 2番、杉田です。これ減価償却といっても最低でも、機械がどういうものか分かりませんが、5年にしたって減価償却の金額はそんな膨大な金額ではないと思います。

○農業振興課主事（茂手木 周君） 申請書の3枚目のところに農業機械、今現状持っている農業機械が記載されているのですが、その中で現状持っている農業機械の中にその減価償却費がちょっとかかっているということでお話は聞いておまして、そのために所得のほうがゼロになっていると思うのです。

○菖蒲1（青木隆夫君） すみません。発言させてもらってもよろしいでしょうか、今の件で。

○会長（岩崎長一君） 今の関連ですね。青木推進委員。

○菖蒲1（青木隆夫君） 私、青木ですが、今協議していただいている方は、うちの本家です。すぐ隣のうちなので、今所得がゼロということと、あとその機械をどこから資金を出したかということが問題になっているかと思うのですが、本家のうち、今現在教職に就いておまして校長先生をやっております。奥様も教師、校長先生をやっております。収入はどうか、年収はかなり高いと想像できます。ただ、農業のほうに関しては、病気でできていなくて人頼みでやっておりますので、梨の剪定とか、それから米のほうも収穫等も全て人頼みでやっておりますので、多分そちらのほうの経費がかかっていることは、周りにいる者として想像がつくところでございます。その辺のところもご考慮いただければと思います。

以上です。すみません。

○会長（岩崎長一君） ほかによろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、菖蒲町菖蒲及び外野在住の農業者の方から提出をされました農業経営改善計画につきまして、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成農業委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思っております。

続きまして、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 皆様に総会資料、農業委員さんに総会資料とともにお配りさせていただきました農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る経緯についてと書かれているものを御覧いただきたいと存じます。こちらについては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、本市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更を予定しているとのこととでございます。変更等を行うに当たりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に、農業委員会及び農業協同組合に意見を聞かなければならないとの規定があるため、このたび意見照会が農業振興課のほうからあったものでございます。

この構想の案文につきましては、冊子で46ページまでございますので、量が多いため、主な改正点をA4、1枚にまとめたもの、表紙のところ、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更についてというものを御覧させていただきます。

変更の理由といたしましては、先ほど申しましたように農業経営基盤強化促進法が改正になったことから、本市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を改正する必要性が生じたためということとでございます。この改正点、主なものでございますが、4点挙げられております。1点目が、法改正に伴う農地利用集積円滑化事業に係る規程の削除でございますが、農地の集積・集約化を支援する体制の一体化として、これまで各JA等が実施してきた農地利用集積円滑化事業が、農地中間管理事業に統合、一体化されたことに伴い、久喜市の基本構想から同事業に関する規定を削除したものでございます。

2点目、新規就農者の確保、目標数の変更でございまして、改正前は4人だったものを改正後は5人となったものです。これについては、埼玉県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針に掲げられた確保目標、年間330人及び久喜市の直近3か年の就農者数18人を参考に算出したものでございます。

3点目が、担い手への農地利用集積率の見直しでございまして、改正前が48%だったものを改正後50%としたものでございます。県が基本方針を変更したことに伴いまして、これに準じたものでございます。

4点目が、農業生産法人が減少傾向で、改正前が農業生産法人だったものが、改正後、農地所有適格法人としたものでございます。平成28年4月1日に農地法が改正されたことにより、法人の呼称が農業生産法人から農地所有適格法人に変更になったものでございます。

主な改正点について、説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） 説明が終わりました。

何か質問がございましたら、お受けをいたします。

蔵口委員。

○7番（蔵口哲夫君） 今の変更点の1番なのですけれども、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合、一体化された、いつこれなったのですか。そして、そのなったいきさつとか理由は何なのですか、それをお聞きしたい。

○農業振興課主事（菱沼宏二郎君） 令和2年4月1日施行で、農業経営基盤強化の促進法の一部改正に伴いまして、この農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合、一体化されたということに伴いまして、今回の基本構想の中からその文言を削除させていただいたところでございます。

○7番（蔵口哲夫君） それに伴って今の集積計画の仕方というのは、やり方って変わってくるのですか。

○農業振興課主事（菱沼宏二郎君） 例えば今まで各JAさんのほうでも、その集積に関わる業務とかを行っていた部分もあったかと思うのですけれども、法の改正に伴って農地中間管理事業ということで、農林公社様が中間管理の業務を担っていらっしゃるかと思うのですけれども、統合することによって利便性の向上とかも念頭に入れた上での法の改正があったものと考えているところでございます。

○会長（岩崎長一君） 早野委員。

○10番（早野公夫君） 10番、早野です。今のことなのですけれども、農地の貸し借り、市町村の農業委員会を通してやる利用集積が1つです。それと、農地中間管理機構の貸し借りも1つ。今2本立てなのですよ。2本立ての中でこういう市町村で農地利用集積でやっていたやつは、一回それを解約しないと農地中間管理機構に移行できないのです。今2通りある、制度が。それを要は農地中間管理機構に市町村のところから1つ間を省いて一本化しようという案だと思うのだよね。今2本立てであるので、農地中間管理機構でやるからには一回市町村の農地利用集積のやつを解除しなければならない。

○会長（岩崎長一君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

それでは、農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴う農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更でございますが、異議なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって異存なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様からこれに関して何かございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時46分

○会長（岩崎長一君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和4年2月25日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 早 野 公 男

署 名 委 員 長 谷 川 勲